

簡易水道の上水道への統合及び料金の統一化について（お知らせ）

本町の水道事業につきましては、平素より、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、国の方針に従いまして、令和2年4月1日から簡易水道事業（飲料水供給施設を含む。以下「簡易水道」という。）は、上水道事業に統合することになります。

この統合は、平成19年度の国の簡易水道補助金制度見直しに伴うもので、本町の場合、橋でつながっていない加計呂麻島、請島及び与路島を除く本島側の簡易水道が全て対象であります。

また、今回の統合は、各施設を管路でつなぐ施設統合の必要はなく、会計上の統合である経営統合を含むものであります。

この上水道への経営統合に伴いまして、水道法の規定により水道料金も上水道料金へ統一化することになります。

なお、簡易水道から上水道料金への統一化につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間、軽減措置を講じまして令和5年度から統一料金といたします。

本島側簡易水道給水区域の皆さまには、今回の上水道との統合に伴います水道料金統一化で、新たなご負担をおかけすることとなりますが、今後も安心・安全な水道水を次の世代に引き継ぐためサービスの向上と経営の合理化等に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

瀬戸内町水道事業管理者 瀬戸内町長 鎌田 愛人

【お問い合わせ先】

瀬戸内町水道課 電話 72-1057

上水道料金表（月額、税別）…令和2年度～

基本料	従量料金		メーター使用料	
	水量(1 m ³ 当たり)	料金	口径	料金
850 円	1 m ³ ～ 5 m ³	90 円	13 mm	70 円
	6 m ³ ～ 10 m ³	150 円		
	11 m ³ ～ 20 m ³	170 円	20 mm～25 mm	110 円
	21 m ³ ～ 30 m ³	205 円		
	31 m ³ ～ 50 m ³	250 円	30 mm～40 mm	240 円
	51 m ³ ～100 m ³	270 円		
101 m ³ ～	290 円	50 mm～	1,200 円	

※1 m³（立法メートル）＝1 t（トン） ※口径とは水道管の太さ

簡易水道料金（月額、税別）…令和元年度まで

基本料	従量料金		メーター使用料	
	水量(1 m ³ 当たり)	料金	口径	料金
600 円	1 m ³ 当たり	110 円	1 口径	60 円

水道料金＝（基本料金＋従量料金＋メーター使用料）×消費税

《軽減措置について》

上水道へ統合されます本島側簡易水道利用者の皆様の負担を軽減する措置といたしまして、従量料金（使った水の量に対する料金）の差額分（増額分に限る。）につきまして、令和2年度は75%を軽減、令和3年度は50%を軽減、令和4年度は25%を軽減し、令和5年度から統一料金といたします。

なお、基本料金及びメーター使用料につきましては、軽減措置の対象外となります。

（計算例）

口径13mm（ミリ）で15m³（15トン）の水を使った場合、簡易水道で計算しますと、基本料金600円＋従量料金1,650円（15m³×110円）＋メーター使用料60円の合計2,310円に消費税10%を加えて、2,541円となりますが、令和2年度の統合後の上水道料金で計算しますと、基本料金850円＋従量料金2,050円（5m³×90円＋5m³×150円＋5m³×170円）＋メーター使用料70円の合計2,970円に消費税10%を加えて、3,267円となります。

ただし、従量料金につきましては令和2年度の場合、増額分について75%の軽減措置がありますので、2,050円－1,650円＝400円×75%＝300円が軽減額となります。新料金の2,050円から300円を差し引いた1,750円が従量料金となり、基本料金とメーター使用料を含めると2,670円、税込請求額で2,937円となります。